

## 障害児援護旅費について

### 《助成の範囲》

- JR料金及びバス料金のうち、自宅から施設までの最も経済的な経路による料金を基準として算定する。
- 宿泊は1泊につき6,000円を上限とする実費とし、規則の中で規定はしていないが、宿泊先の領収書の写しを添付する。(町の旅費規程の1/2の額)
- 旅行1回につき、付添の保護者は1人までを対象とする。
- 旅行1回につき、助成の上限額は50,000円までとする。

### 《割引の範囲》

- 身体障害者手帳及び療育手帳の1種を持っている障害児は付添人も半額になる。
- JRの場合、1種の手帳は距離に関係なく半額となり、2種の手帳は片道101km以上乗る場合に半額となる。(バスは全て半額となる。)

### 《計算方法》

- 子どもの割引の計算方法は基本料金が半額であり、そこからさらに手帳により半額となる。(端数切り捨て)

例：厚岸－札幌（片道）

大人3,150円    子ども1,570円    手帳所持の子ども780円

- 帰省の場合、子どもは1往復だが、付添人は子どもを厚岸に連れてくる場合と施設に送る場合では2往復となるので注意。